

**Q** 法衣等の購入経費や寺族が本山参拝する費用、仏書購入経費を寺院会計から支出できますか。

**A** 法衣にも、僧職として日常的に着用するものから儀式用の高価なものなど、多種あると思われませんが、いずれも寺院の経費として処理してよいと思います。

儀式用の法衣は宗教活動にのみ使用するものですから、寺院の経費として支出できるのは当然です。処理する費目は「仏具法衣費」という名称を用いるのが一般的です。長年使用できる物品ですから財産目録に資産として計上する考えもありますが、遅かれ早かれ消耗するものですから、経費として処理するだけでよいでしょう。なお仏具の中には高価で半永久的に使えるものがありますので、このようなものは財産目録に備品として載せておく必要があります。

日常的に着用する法衣も、僧侶としての活動上必要な制服とも言えるので、サラリーマンの背広とはまったく異なります。一般の会社でも、職場で着用を強制される仕事着は会社の費用として処理されていることを考えると、法衣の購入費を寺院会計から支出しても何ら問題はありません。

次に寺族の本山参拝についてですが、単に個人の立場で本山参拝するのであれば、その費用は一般の門信徒と同じく個人で負担すべきは当然です。質問の主旨は複数の門信徒を引率して本山を参拝される場合など、寺院の教化活動の一環として消費される費用についてのお尋ねだろうと考えますが、これは当然寺院会計上経費処理できると思います。また本山の行事などに参加するため、住職代理として出席されるような場合も、その費用は当然寺院の経費となります。次に仏書購入についてですが、教化活動の

ため利用したり、僧侶としての資質向上に役立てるため、寺院で仏書を購入することはよくあることです。この場合、寺院会計から支出してよいと考えます。仏書に限らず一般の寺院の経費として支出してよいかどうかの判断は、その支出が寺院本来の宗教活動に直接的または間接的に必要なものか、平たく言えば役に立つかどうかという基準で行えば妥当な結論が見出せるでしょう。

**Q** 儀式のときにいただく法礼（布施）は源泉徴収の対象とならないのに、法話の法礼だけが源泉徴収の対象となるのはなぜでしょうか。法礼を宗教法人の収入として処理すればよいのではないのでしょうか。

**A** 『宗報』五月号で源泉徴収の説明の中で触れたように、源泉徴収されるのはあくまで

法人が個人に対して支払う給与や報酬に限られ、法人から法人への支払いについては一切関係ありません。したがって法話の謝礼を法人の収入として受け、適切に処理しておけばまったく源泉徴収とは無縁だということですが、したがって法話の謝礼を寺院の収入として処理されるのが、税務上のトラブルを避ける上でも望ましいことです。

問題となるのは、布教使が個人として法礼を受けられる場合です。『宗報』五月号で述べたように、法話を税務の上では講演ととらえており、したがって、その礼金を講演料とみなすので源泉徴収の対象とされるのです。法話を通常の講演と同列に考えるのには抵抗感が少なくありませんし、法話は布教活動そのものだとの考え方も理解できます。誤解のないように申しあげますが、法話が商業行為だから源泉徴収の対象にされているわけでは決してありません。広い意味で講演に

相当するものであるから、個人としてその報酬を法人から收受する場合に限って、源泉徴収の対象になるということです。

いずれにしろ、個人が受け取る法礼はそれが法話に対するものであれ儀式のお礼であれ、個人の所得として所得税の対象になることは避けられません。源泉徴収の有無とは直接関係ないのです。したがって、源泉徴収された所得税はいわば個人の所得税の前払いと言ってもよく、それを含めて確定申告により所得税の精算をするのが税法の仕組みになっっているのです。

このように見てくると、源泉徴収の煩わしさや所得税の申告という手続を避ける上でも、法話に対する法礼を他のお布施などと同様に、寺院の収入に含めるのが望ましい処理だと思えます。また法話が宗教活動であるとする立場からも、なおのこと宗教法人の活動として法人会計に含めるのが妥当な処理で

はないでしょうか。

（税理士法人ゆびすい

宗派顧問税理士 佐久間 進）

このコーナーでは皆様からのご質問を募集いたします。寺院会計・税務に関するどんなご質問でも結構ですので、書簡、FAXまたは電子メールにてどしどしお寄せください。皆様からのご質問をお待ちしております。質問のあて先、お問い合わせは所務部へ財務担当まで。

〒600-8501

京都市下京区堀川通花屋町下ル

浄土真宗本願寺派宗務所内

所務部（財務担当）

TEL 075-371-5181(代)

FAX 075-351-1211

メールアドレス

zeimusoudan@hongwanji.or.jp